住居確保給付金のしおり

世帯収入が減少して住居を喪失又はそのおそれがある方へ

～ 住居確保給付金（転居費用補助）のご案内 ～

港区生活・就労支援センター

〒106-8515 港区六本木５－１６－４５
麻布地区総合支所３階
電話　０３－５１１４－８８２６
ＦＡＸ　０３－３５０５－３５０１

令和８年11月１日制定

住居確保給付金（転居費用補助）とは

世帯収入が著しく減少して経済的に困窮している状態であって、住居を喪失している方又は喪失するおそれがある方のうち、家計を改善するために新たな住居を確保する必要があると認められる方を対象として、転居費用相当分を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います。

（１）対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先への住宅に係る初期費用 （礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニング等の原状回復費用 （転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に支払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

（２）支給額

実際に転居に要する費用のうち、（１）の支給対象となる経費を支給します。支給上限額は、転居先の住居がある自治体の住宅扶助基準額の３倍（これによりがたいときは、厚生労働大臣が定める額）となります。

＜参考：港区内に転居する場合の支給上限額＞

世帯人数	住宅扶助特別基準	支給上限額（住宅扶助特別基準×４）
１人	６９，８００円	２７９，２００円
２人	７５，０００円	３００，０００円
３人	８１，０００円	３２４，０００円
４人	８６，０００円	３４４，０００円
５～６人	９１，０００円	３６４，０００円
７人～	９７，０００円	３８８，０００円

※支給上限額は転居先の自治体によって異なります。

（３）支給方法

経費に応じて、次のア又はイのとおりに支給します。

ア　転居先の住居に係る初期費用

原則、不動産仲介業者等の口座に振り込みます。

イ　ア以外の経費

受給される方の口座、又は業者等への口座に振り込みます。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の（１）～（８）のいずれにも該当する方が対象となります。

（１）同一の世帯に属する方の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居の喪失又は喪失するおそれがあること。

（２）申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から２年以内であること。

（３）申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

（４）申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額（「収入基準額」）以下であること。

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし、交通費支給額は除く。）とする。

※定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りを含む。

※自営・フリーランスの場合、事業収入（経費を差し引いた控除の額）とする。

世帯人数	A 基準額	B 家賃額 （上限額）	C 収入基準額 （A基準額＋B家賃額） ※家賃額は、左の額を上限とする
１人	92,000 円	69,800 円	161, 800円
２人	139, 000円	75,000 円	214, 000円
３人	172,000 円	81,000 円	253,000 円
４人	214,000 円	86,000 円	300,000 円
５人	255,000 円	91,000 円	346,000 円
６人	297,000 円	91,000 円	388,000 円
7人～	334, 000円～	97,000 円	431,000 円～

（５）申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金、現金、債権、株式、投資信託の合計額が次の表の金額（ただし、１００万円を超えない額とする。）以下であること。

※負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

世帯人数	（基準額）		資産基準額
１人	９２，０００円	×６	５５２，０００円
２人	１３９，０００円	×６	８３４，０００円
３人	１７２，０００円	×６	１，０００，０００円
４人	２１４，０００円	×６	１，０００，０００円

（６）家計に関する相談において、その家計の改善のために次のア又はイのいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

ア　転居に伴い住宅の一月当たりの家賃が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

※申請者が持家に居住している場合、又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。

イ　転居に伴い住宅の一月当たりの家賃の額が増額するが、転居に伴うその他の支出の削減により、家計全体の支出の削減が見込まれること。

※申請者が持家に居住している場合、又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。

（７）地方自治体等が実施する類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

（８）申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

生活費等が必要な場合

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金（転居費用補助）を受給するまでの間の生活費が必要な方や、入居予定住宅の賃貸借契約にあたって敷金等の初期費用（住居確保給付金（転居費用補助）では支給対象外となるもの）を用意することが困難な方は、社会福祉協議会の貸付を活用できる場合があります。

貸付の詳細は、港区社会福祉協議会にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
港区社会福祉協議会　生活支援係
〒１０６－８５１５
港区六本木５－１６－４５　麻布地区総合支所２階
電話：０３－６２３０－０２８２
FAX：０３－６２３０－０２８５
（土日祝除く　８：３０～１７：１５）

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（第１－１号様式）
② 住居確保給付金申請時確認書（第１－２Ａ号様式）
③ 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証資格確認書、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等
※顔写真のない証明書の場合は、２点以上の書類が必要になります。
④ 収入減少関係書類
世帯収入が申請日の属する月を起点に２年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
例）給与明細書、通帳等　※収入減少前と減少後が把握できるもの
⑤ 離職・休業等関係書類
世帯収入が著しく減少する直前に、申請者と申請者と同一の世帯属する者の死亡、又は申請者若しくは同一の世帯に属する者が離職、休業等したことが確認できる書類の写し
例）離職票、廃業届、雇用保険受給資格者証、休業・休職したことを証明できる書類、収入の著しい減少の発端となった事象（離婚、配偶者の死亡等）の事実を確認できる書類等
⑥ 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
例）給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「支給通知書」
⑦ 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関全ての通帳等、債券・株式・投資信託等の金額が確認できる書類等
・複数世帯の方は全員の分をご持参ください。
・通帳は、申請日の直近で記帳してください。通帳繰り越しにより記帳ページが３か月に満たない場合は、繰り越し前の通帳もご持参ください。
・休眠口座・ネットバンクを含む全ての口座が対象です。ネットバンクの場合は、明細書等を印刷してご持参ください。
⑧ 住居確保給付金要転居証明書（第１０号様式）
⑨ 居住維持費用関係書類（持家の場合のみ）
住宅の居住の維持の要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の面接・相談

・港区生活・就労支援センターにおいて、家計改善の相談をしてください。家計改善支援事業において、転居の必要性やその費用の捻出が困難であるかを判断します。

・家計改善事業において、転居が必要であると認められた場合には、「住居確保給付金要転居証明書（第１０号様式）」が交付されます。

※家計改善支援事業を利用されても、必ず「住居確保給付金要転居証明書」が交付されるものではありません。

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給申請

・必要書類を添えて、申請書を港区生活・就労支援センターに提出します。
申請書類を提出されますと、次の用紙をお渡しします。

① 住居確保給付金支給申請書の写し（不動産業者等提示用）

② 入居予定住宅に関する状況通知書（不動産業者等提示用）

※申請書を提出されても、必ず支給決定になるものではありません。

◆ 入居予定住宅の確保

・不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して転居先の住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保してください。

・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

※住居確保給付金（転居費用補助）の審査及び決定は、必要な書類が全て揃ってからになります。審査から支給まで１か月程度要すため、初期費用等の支払い期限や賃貸借契約日等については、あらかじめ不動産会社等と調整してください。

◆ 入居予定住宅に関する状況通知書等の提出

・不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を港区生活・就労支援センターに提出してください。

・初期費用のほかに家財の運搬費用や原状回復費が見込まれる場合には、その額及び内訳が確認できる書類を港区生活・就労支援センターに提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

・申請に必要な書類が全て提出されてから審査を行います。

・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には、「住居確保給付金支給決定通知書」と「住居確保報告書」が交付されます。転居先の住宅に係る初期費用は、港区から不動産業者等に直接振り込まれます。その他の経費は、受給される方の口座又は、業者等の口座へ振り込まれます。

・審査の結果、受給資格なしと判断された場合には、「住居確保給付金不支給決定通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に不支給決定となった旨連絡してください。

※全ての書類が提出されてから、審査、支給決定、振込みまでには１か月程度かかります。
※支給対象外の経費や支給上限額を超える場合の差額は、ご自身で不動産会社等にお支払いください。
※転居に要する経費等の実際の支出額が支給額を下回った場合は、差額分を返還していただきます。

◆ 入居手続き

・不動産業者等の間で入居に関する手続きを行ってください。

※社会福祉協議会に貸付の申請をしている場合は、貸付の決定後に入居に関する手続きを行ってください。

◆ 住居入居後の手続き

住居入居後７日以内に次の書類を港区生活・就労支援センターに提出してください。

① 住居確保報告書
② 賃貸借契約書の写し
③ 住民票の写し
④ （申請者本人の口座で受給した場合、又は見積書を提出した場合は）支払った額を確認できる書類

住居確保給付金の再支給について

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給が終了した月の翌月から起算して１年を経過し、次の①又は②のいずれかに該当する場合、再支給を受けることができます。

①受給者と同一の世帯に属する方の死亡により、世帯収入が著しく減少した場合
②受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する方の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）により、世帯収入が著しく減少した場合

※再支給の申請時においても、従前の申請時と同様、提出書類に基づき審査があります。

その他

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収します。

【お問い合わせ先】

港区生活・就労支援センター
〒106-8515
港区六本木５－１６－４５　麻布地区総合支所３階
電話　０３－５１１４－８８２６
ＦＡＸ　０３－３５０５－３５０１
（土日祝除く　８：３０～１７：１５）